

電子処方箋の実現に向けた環境整備 参考資料

令和2年5月18日

- 平成28年に、処方箋について電磁的記録による作成、公布及び保存を可能とした（e文書法施行規則*）。
 - * 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令
- 同年、電子処方箋の基本的な考え方などをまとめた、「電子処方箋の運用ガイドライン」を策定した。
- 仕組みを煩雑化させている紙媒体の引換証を必要とする運用*の見直しなどの検討課題について、有識者からなる「電子処方箋の円滑な運用に関する検討会」*を開催し（令和元年9月より2回開催）、ガイドラインの改定を含めた必要な方策の検討を行った。
 - * 全ての薬局が電子処方箋に対応していない状況を考慮して、電子処方箋の発行とともに、紙媒体の引換証を患者に渡して、薬局でその引換証を提出する運用としていた。
 - * 検討会構成員：山本隆一（座長）、日本病院会、医師会、薬剤師会、歯科医師会、学術（薬学、情報システム）、NPO



- 今年度中に、上記検討会における検討を踏まえて「電子処方せん」の運用ガイドラインの改定を行う。
- 本年12月20日閣議決定の「新デジタルガバメント実行計画」において、令和5年度から、処方箋の電子化について環境を踏まえた実施を目指すこととしている。
- 電子処方箋の実現のためには、電子処方箋サーバの運営主体をどのように確保するか、費用をどのように確保するのかが大きな課題。

(参考) 現行の「電子処方箋の運用ガイドライン」に基づくフロー (稼働している事例は把握していない)

